

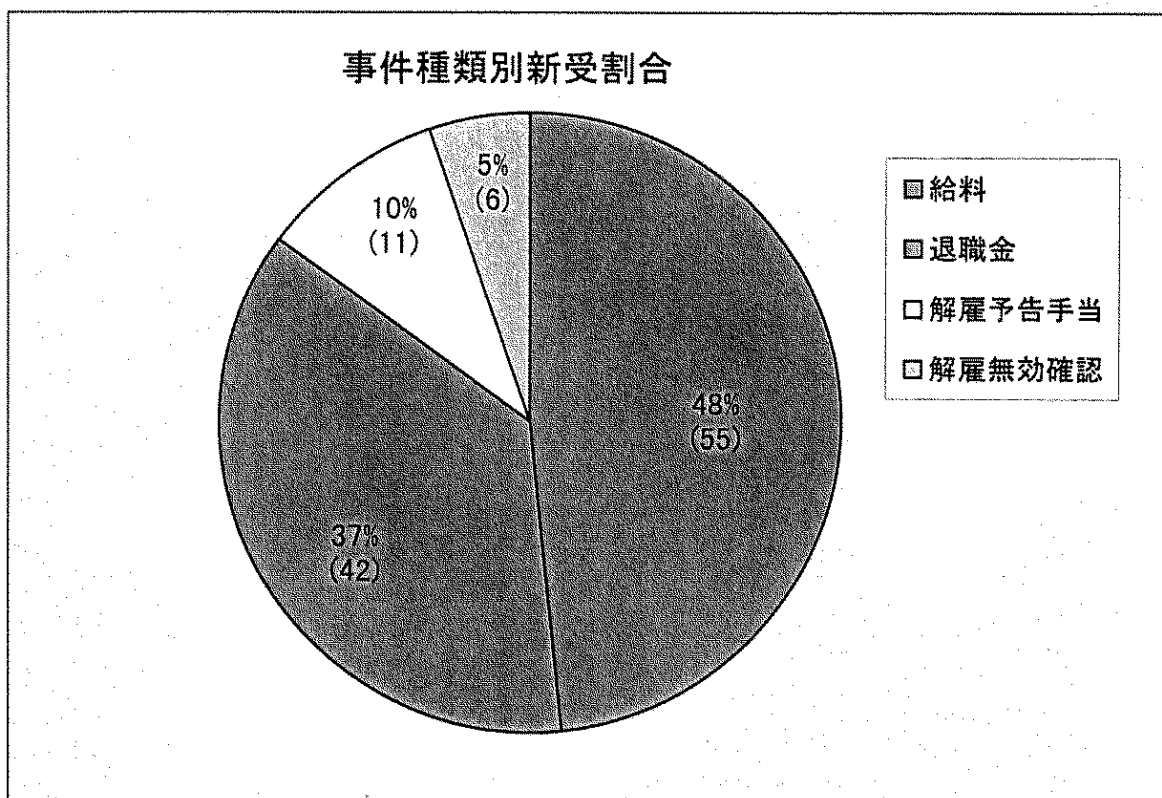
労働関係調停事件 新受件数及び処理結果 (平成12年度新受事件) - 東京簡裁 -

事件名	新受件数	調停成立	調停不成立	取下げ	17条決定	その他
給料	55	17	27	10	0	1
退職金	42	20	15	5	2	0
解雇予告手当	11	5	3	2	0	1
解雇無効確認	6	3	3	0	0	0
合計	114	45	48	17	2	2

(注) 1 本表は、平成12年度に受理した事件を調査し、その終局結果を表したものである。

2 「17条決定」は、民事調停法17条に基づき、当事者の合意による成立の見込みがない場合であっても、裁判所が調停委員の意見を聴いた上、当事者の合意に代えて、当事者双方のために一切の事情を斟酌し、職権による決定で事件を解決した場合をいう。

3 給料には報酬及び賞与を含む。



(注) ()内の数値は新受件数である。